

**客引き行為等防止巡回パトロール業務委託
公募型提案審査随意契約（プロポーザル）募集要領**

本要領は、客引き行為等防止巡回パトロール業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

(1) 業務名

客引き行為等防止巡回パトロール業務

(2) 業務内容

別紙「客引き行為等防止巡回パトロール業務委託仕様書（案）」による。

(3) 履行期間

令和8年6月1日から令和11年3月31日まで

(4) 委託上限金額

252,416,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

以下の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (2) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (3) 仙台市税又は現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあつては都税）、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (7) 下記3の説明会に参加すること（災害や交通機関の事故等、本市がやむを得ないと認める理由により参加することができなかった場合を除く。）。

3 説明会

(1) 開催概要

本プロポーザルについての説明会を以下のとおり開催する。

- ① 日時 令和8年2月12日(木)10時30分から1時間程度(予定)
- ② 場所 仙台市役所市民局第1会議室
(住所:仙台市青葉区二日町1番23号アーバンネット勾当台ビル9階)
- ③ 留意点 (i) 参加人数は2名以内とする。
(ii) 説明会に参加しなかった場合は、上記2の参加資格(7)を満たさないため注意すること。

(2) 参加申込み

説明会への参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

- ① 提出期限 令和8年2月6日(金)17時
- ② 提出書類 説明会参加申込書(様式第1号)
- ③ 提出方法 下記11の担当者へ電子メールで提出
※電子メール以外の方法での提出は認めない。
- ④ 留意点 (i) 電子メールのタイトルは「客引き行為等防止巡回パトロール業務委託に関する説明会参加申込み【事業者名】」とすること。
(ii) 提出書類はPDFファイル形式で提出すること。
(iii) 電子メールの送信後、下記11の担当者へ電話連絡すること。

(3) 不参加連絡

災害や交通機関の事故等、不測の事態により、やむを得ず説明会に参加することができなくなった場合は、下記11の担当者へ速やかに電話連絡すること。

4 質問受付及び回答

(1) 質問受付

- ① 受付期限 令和8年2月17日(火)17時
- ② 提出書類 質問書(様式第2号)
- ③ 提出方法 下記11の担当者へ電子メールにより提出
※電子メール以外の方法での提出は認めない。
- ④ 留意点 (i) 電子メールのタイトルは「客引き行為等巡回パトロール業務委託に関する質問【事業者名】」とすること。
(ii) 提出書類はExcelファイル形式で提出すること。
(iii) 電子メールの送信後、下記11の担当者へ電話連絡すること。
(iv) 上記3の説明会参加者以外からの質問には回答しない。
(v) 質問書の内容に疑義が生じた場合は、下記11の担当者から質問者へ問合せをする場合がある。

(2) 質問回答

- ① 回答日 令和8年2月24日(火)まで

- ② 回答方法 本市ホームページへの掲載
- ③ 留意点 (i) 仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とする。
- (ii) 同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
- (iii) 質問者の名称等については公表しない。

5 参加表明

(1) 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

- ① 提出期限 令和8年3月2日(月)17時必着
- ② 提出書類
 - ア) 参加表明書(様式第3号)
 - ※企業連合の場合は、企業連合の名称及びその代表構成員であることを明記すること。
 - イ) 会社概要(リーフレット等)
 - ウ) 暴力団排除に係る誓約書(様式第4号)
 - エ) 市税の滞納がないことの証明書又は主たる事業所所在地の市町村税(特別区にあっては都税)を滞納していないことの証明書又はその写し
 - オ) 消費税及び地方消費税に関する証明書(納税証明書又は未納税のない証明書)又はその写し
 - カ) 履歴事項全部証明書の写し
 - キ) 企画提案書(様式第5号)
 - ク) 経費見積書(様式第6号)
 - 【企業連合の場合は以下の書類も提出】
 - ケ) 委任状(企業連合用)(様式第7-1号)
 - コ) 企業連合協定書(様式第7-2号)
 - サ) 企業連合届出書(様式第7-3号)
 - ※様式第7-1号から様式第7-3号は、3者までの企業連合に対応した様式であるため、4者以上で構成する企業連合の場合は、当該様式にならって書類を作成し提出すること。
 - ※上記コ)は、各構成員が保有するもののほか、本市の提出用として1部を作成し提出すること(原則としてA3二つ折りで作成すること。A4複数枚を綴じて作成する場合は、袋とじの上、表裏の綴目に各構成員の代表者印を契印すること。)
- ③ 提出先 下記11の担当者

- ④ 提出方法 郵送又は持参により提出すること。ア)～カ)、ク)～サ)については、各1部提出すること。
キ)は正本1部、副本10部提出すること。
※郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。
※持参の場合の受付時間は土日祝日を除く午前9時～午後5時とする。
- ⑤ 留意事項 (i) 上記②エ)～カ)の書類は3か月以内に取得したものを提出すること。
(ii) 企業連合の場合は、上記②イ)～カ)の書類について、代表構成員及び構成員それぞれのものを提出すること。

(2) 企画提案書等を作成する上での留意事項

- ① 企画提案書は、様式第5号を表紙とし、A4判(ヨコ)、横書きとする。正本にのみ所在地、事業者名・企業連合名、代表者名および担当者欄を記載し、提案事業者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。
- ② 表紙や目次を除き15ページを上限として、簡潔かつ明瞭に記述すること。文字の大きさは定めないが、見やすさに配慮し、専門用語や略語等には注釈を付す等、一読して理解しやすいものとする。
- ③ 提案内容は別紙「評価基準」の評価項目及び評価の観点等に即したものとし、企画提案書には該当する評価項目がわかるように記載すること。ただし、評価項目のうち「経済性」については、上記ク)により評価するため、記載する必要はない。
- ④ 提出した企画提案書等の修正及び差替えは、提出期限到来前においてのみ可能とする。
- ⑤ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ⑥ 企画提案書等は、提案事業者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。

6 受託候補者の特定方法等

(1) 受託候補者の特定方法

本市において審査委員会を設置し、企画提案書等について審査を行う。審査では、別紙「評価基準」に基づき評価を行い、各審査委員の評価による合計得点が最も高い提案者を本業務の受託候補者として特定する。ただし、合計得点が同点の場合は、審査委員会において協議の上、受託候補者を特定する。

なお、各審査委員の評価による合計得点が満点の6割に満たない場合は、受託候補者の特定を行わないこととする。

※「評価基準」の評価項目「4 その他(3)経済性」については、客観的かつ定量的な評価が求められるため、審査委員会の事務局(下記11の担当課)が審査を行い、審査委員に提示するものとする。

(2) 企画提案の審査

審査は、プレゼンテーション及びヒアリングにより以下のとおり実施する。

ただし、応募多数の場合は、企画提案書等による書類選考により、プレゼンテーション及びヒアリングの対象とする提案者の選考を行う場合がある。

① 実施日 令和8年3月12日(木)

② 場所 仙台市役所内

※場所の詳細については、企画提案審査実施通知に記載する。

- ③ 概要
- ・1者につき45分間(説明20分、質疑25分)とする。
 - ・参加人数は3名以内とする(企業連合の場合は各構成員から1名以上参加することとし、参加人数は別途調整する)。
 - ・本委託業務において管理責任者を担う予定の者が、審査に参加し、主にプレゼンテーションを行うこと。管理責任者が審査への参加が困難な場合は、現場責任者を担う予定のものでも可とする。
 - ・説明は、上記5(1)②キ)の企画提案書【副本】を用いて、その記載内容の範囲内で行うこととし、それ以外の資料を用いてはならないこととする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① 企画提案書等の提出が上記5(1)①の提出期限に遅れた場合
- ② プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった場合
- ③ プレゼンテーション及びヒアリングの集合時間に15分以上遅刻した場合
- ④ 上記2「参加資格」に記載の要件を満たしていない場合
- ⑤ 本手続期間中に上記2「参加資格」に掲げる要件に該当しなくなった場合
- ⑥ 見積金額(税込)が委託上限金額を上回っている場合
- ⑦ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ⑧ 審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合

(4) 審査結果の通知

令和8年3月13日(金)に提案者全員に対し、受託候補者として特定又は非特定の理由を付した通知を電子メールにより送付する。

(5) 非特定理由に対する説明の請求

受託候補者として特定されなかった者は、上記(4)の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(土日祝日を除く。)に、任意様式により本市に対して非特定理由の説

明を求めることができる。本市は、非特定理由の説明を求められたときは、その翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く。）に、その回答を電子メールにより送付する。

7 審査基準

別紙「評価基準」に基づき評価を行う。

8 契約

(1) 契約方法

受託候補者と協議の上、仙台市契約規則に定める随意契約を締結する。受託候補者との契約が成立しない場合には、次順位の者と協議を行うものとする。また、契約締結後は、受託者を本市ホームページで公表する。なお、業務委託契約の締結にあたっては、特定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、委託内容及び契約金額について、本市の求めに応じ協議の上、提案上限額の範囲内で変更する場合がある。

(2) 契約保証金

仙台市契約規則第19条の規定により、契約金額の100分の10以上とする。ただし、仙台市契約規則第20条第1号、第3号又は第8号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

9 スケジュール

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年2月2日（月） |
| (2) 説明会参加申し込み期限 | 令和8年2月6日（金）17時 |
| (3) 説明会 | 令和8年2月12日（木） |
| (4) 質問受付期限 | 令和8年2月17日（火）17時 |
| (5) 質問に対する回答 | 令和8年2月24日（火）まで |
| (6) 参加表明書及び企画提案書等提出期限 | 令和8年3月2日（月）17時 |
| (7) 企画提案審査実施通知 | 令和8年3月4日（水） |
| (8) 企画提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング） | 令和8年3月12日（木） |
| (9) 受託候補者特定結果通知 | 令和8年3月13日（金） |
| (10) 契約締結 | 令和8年4月1日以降 |

10 その他

- (1) 提出書類等の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を提出することにより行うものとする。

- (3) 提出された書類及びデータは、原則として仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号）の対象文書となる。
- (4) 本件は、年度開始前の契約準備行為であるため、正式な採定及び契約締結は、令和 8 年度予算が発効した際に行うものとする。

11 担当者（問合せ先及び提出先）

仙台市市民局生活安全安心部市民生活課 高橋、横澤

住所：〒980-8671 仙台市青葉区二日町 1-23 二日町第 4 仮庁舎
(アーバンネット勾当台ビル) 9 階

電話：022-214-6148 (直通)

メール：sim004110@city.sendai.jp